

議案第73号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

南高砂保育園及び東高砂保育園を廃止し、新高砂保育園を新設するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区南高砂保育園の項を削り、同表葛飾区小合保育園の項中「〃 南水元三丁目3番5号」を「〃 南水元三丁目3番11号」に改め、同表葛飾区東高砂保育園の項を削り、同表に次のように加える。

〃 新高砂保育園	〃 高砂四丁目1番49号
----------	--------------

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。